

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会
持続可能な電力システム構築小委員会
(第3回)

日時 令和元年12月3日(火) 14:00～15:56

場所 経済産業省 本館17階 国際会議室

○稲邑調整官

委員の皆様おそろいになりまして、定刻になりましたので、ただいまより総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会の第3回会合を開催いたします。

本日はご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

また、本日もオブザーバーとして、関連業界団体、関連機関の皆様にご参加いただいております。オブザーバーのご紹介につきましては、時間の関係上、お手元の委員等名簿の配付をもってかえさせていただきます。

それでは、山地委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○山地委員長

それでは、第3回の会合を始めたいと思います。

前回は、電力会社による個別情報の自治体等への提供、それから送配電網の強靱化とコスト効率化の両立、電源等の分散化に関する論点についてご議論いただきました。

本日は、前回議論しなかった新たな項目として、災害時連携計画の整備による復旧作業の迅速化、それから災害復旧費用の相互扶助制度の創設を議論していただくとともに、前回に引き続き送配電網の強靱化とコスト効率化の両立、電源等の分散化について議論をいただきたいと思っております。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○稲邑調整官

本日の委員会は、YouTubeでライブ中継をしております。YouTubeでごらんの皆様は経済産業省ホームページにアップロードしておりますファイルをごらんください。

本日の配付資料は、配付資料一覧、議事次第、委員等名簿、座席表に続きまして、資料1として、電力システムのレジリエンス強化に向けた論点をご用意しております。

○山地委員長

プレスの方の撮影等はございませんね。

それでは、早速議事に入りたいと思います。事務局から資料1の説明をお願いいたします。

○稲邑調整官

資料1をご確認ください。

まず、ページ番号1番、今回ご議論いただく論点を5つ示しております。先ほど山地委員長からご紹介がありましたが、最初の2つのaとbは、災害の早期復旧関係の論点でございます。こちらの小委員会で今回初めて議論することになります。こちらについては別のトラックで議論を進めてきたものでございます。防災の専門家に入っただきたくレジリエンスワーキンググループという場で議論を進めてきたところでございます。そこで出てきた方向性についてご報告とご確認をいただければというふうに考えております。

ページをめくっていただきまして、aの論点、災害時連携計画についてご議論いただければと思います。ページ番号3番が、本小委員会の初回会合でこの論点の全体を掲示した際のこの論点の資料でございます。災害時の復旧活動の円滑な実施に当たって、効率的な応援の受け入れや他組織との連携を行う、こうした目的のために、事前に計画をつくっておくべきではないかというような議論でございます。

続いて、4ページ目、ごらんいただけますでしょうか。こちら、11月19日に電力レジリエンスワーキンググループという場でこの論点を議論した際の資料でございます。この表にございますように、今、現行で防災業務計画というのが災害対策基本法に基づいて置かれております。これについては電力会社も対象になっておりますが、これは各社個別につくるものでございます。この表の対比でごらんいただければと思いますが、現在検討しております災害時連携計画というものは、一般送配電事業者が共同で作成するというふうに考えております。この結果、災害時の連携を緊密に効率的にやる上で必要な事項を調整したものというふうに考えております。それから、現行の防災業務計画というものが国に対して報告のみとなっておりますが、今、検討しております災害時連携計画というものについては、国による関与強化、例えば国に届け出を出して、国が内容を見た上で変更勧告ができるようにすると。こういった制度を検討してきたところでございます。

続いて、5ページ目をごらんください。

11月19日に開催された電力レジリエンスワーキンググループで議論が行われまして、大規模災害時に各社が連携して迅速に復旧対応できるよう、この災害時連携計画の制度化の必要性が確認されました。これを踏まえまして、これを制度上規定することを検討しております。あらかじめ一般送配電事業者に対して、国が災害時連携計画を作成することを求めます。その上で、経済産業大臣に届け出を行う、この中身を国のほうでチェックして、内容が不十分である場合には国が勧告を行うようにできるというような、制度的な対応を行ってはどうかという提案でございます。

具体的中身については、この下の枠囲いに書かれておるように、各社が災害時連携する際の関連事項でございます。例えば復旧の方法、それから設備仕様等を統一化することに関する事項、それから各種の被害情報や電源車の管理情報等を共有する情報共有システムの整備、こういったものでございます。この災害時連携計画を策定することによって災害復旧を効率的に促していこうと、こういうような考えでございます。

次のページをごらんください。論点のb、災害復旧費用の相互扶助制度の創設でござい

ます。

1 ページめくっていただきまして、7 ページ目でございますが、停電復旧に際しての応援の規模・期間が大規模・長期化しております。先般の台風15号・19号の際も、エリアをまたがる電力会社間の応援ございました。このように災害を全国大の課題として据えた費用負担のあり方を検討してまいりました。その場の電力レジリエンスワーキンググループにおいて、災害復旧費用の相互扶助制度について必要性が確認されたところでございます。

具体的にその対象となる費用の範囲については、議論の結果、真ん中の2ポツで書かせていただいておりますように、1、他電力等からの応援に係る費用、2、他電力の電源車活用に係る費用、それから3、仮復旧費用、こういった停電からの早期復旧に資する費用を、本制度の対象としてはどうかという議論がございました。その上で、これを制度化するに当たって、基本的なスキームとして、過去の実績をもとに、各事業者が事前に拠出する額を算定し、この額を広域機関に拠出する仕組みということを検討しております。国がその運用状況を確認すると、こういった仕組みをつくってはどうかというような議論でございます。

次の8 ページ目が、今申し上げた基本スキームの図でございますが、こういった形で各事業者が事前に資金を拠出して、これを広域機関に置いた上で、国が関与した上で、適正な運用をしていく。これによって停電からの復旧を迅速に行える仕組みを、というふうに置いております。

続きまして、9 ページ目が、この議論を行った電力レジリエンスワーキンググループの議論の資料でございますが、この中で先ほど申し上げた対象費用についての整理を行っております。対象費用は、この左下の対象内という枠囲いに置かれていますように、他電力の応援等、こうした費用を対象としてはどうかという議論が行われております。

以上が災害復旧関係の論点でございます。

続いて、10 ページ目以降が、これ、前回の議論を踏まえた少し深掘りの議論でございます。

10 ページ目、e、託送料金制度の論点でございます。前回の議論におきましては、レベニューキャップ、国が収入の上限を承認する仕組みについてご議論いただきまして、この方向性についてご賛同いただいたというふうに理解しております。この際に2点ほどご議論がありましたので、今回この点について掘り下げてご議論いただければというふうに考えております。(1) 収入上限を設定した後に生じた外生的な費用増・減等への対応、それから2番目でございますが、コスト効率化を促す仕組みについてご指摘がございました。

次の11 ページは、前回の参考資料でございますので飛ばしていただき、12 ページは、前のご議論を踏まえました新しい託送料金制度のイメージでございます。

①にありますように、まず国が審査方針を提示いたします。送配電事業者がそれを踏まえた事業計画を策定いたします。この計画を実施する上で必要な費用を見積もって、一定期間の収入上限を設定する、いわゆるレベニューキャップでございます。こういった形が

この制度の骨格というふうに考えております。

次のページ以降が、前回の議論を踏まえましたが論点でございます。13ページをごらんいただけますでしょうか。

(1) 外生的な費用の取り扱いについてとしております。レベニューキャップ、収入上限を設定したときからの外生的要因によって費用の増減が生じた場合の対応でございます。その場合に、当該設定期間内の収入上限に反映する形と、それから次の設定期間の収入上限に反映する形と、両方ございます。こういったことを含めた仕組みが必要でないかという論点でございます。

具体的にどういう費用を対象とするかという点について、2番目のポツでございますが、例えば大規模な災害復旧費、当初見積もっていたのから大きく増加したような災害復旧費用。それから、例えば再生可能エネルギーの新規接続が急増して、それによって系統増強の費用が発生した場合。その他、税制等の制度変更対応費用。それから、一般送配電事業者が調達すべき調整力、これも、調整力も再生可能エネルギーの導入等によって量が変わりますし、その価格についても市場で変動するものがございます。こういった外生的要因で発生する費用の増減について、対象とすることを考えるべきではないかという論点でございます。

外生的要因による費用の増減については、この変動分を審査するという想定をしておりますが、この費用について、一般送配電事業者のほうである程度裁量でそれを節約することができるものもあるかもしれませんし、他方で、ほとんど外生的要因で機械的に決まってしまう費用、裁量的に調整することができないような、例えば税の対応とか、こういったものもございます。こういうように幾つかの種類があるということ踏まえて、詳細を議論すべきではないかというふうに考えております。

3番目のポツで書かせていただいたように、外生的要因が発生した場合に、これをその期間内の収入上限に反映するか、あるいは次の期間の収入上限に反映するかと。こういった点については、収入上限の設定期間をどれくらいであるかとか、あるいは外生要因によって発生した増減がどれくらい大きいのか、こうしたことも考慮しながら、こうした点を踏まえながら、詳細については今後の制度設計の中で検討していったらどうかというふうに提案させていただきます。

14ページが次の論点でございます。コスト効率化を促す仕組みというポイントでございます。前回ご議論いただきましたように、この託送料金制度改革において、事業者みずからが創意工夫によって効率化を促す仕組みを導入することが重要であるというご議論ございました。

このために、具体的な仕組みとしては、海外の事例なども参考にしまして、2番目のポツのところダッシュ、3つ書かせていただいておりますが、まず事業費用について、供給地点数あるいは送配電線の延長キロメートル、供給面積、こうしたものに注目して、単位当たりのコストを設定すると。

これについて、2番目のダッシュでございますが、各事業者の単位当たりのコストを横比較する。こうした比較によって、効率化がおこなわれている事業者の効率化を促す。この比較の際に、当然、事業者によって需要密度がといった事業実態は大きく異なっておりますので、そうした点なども反映した調整を行うことが必要であります。

その上で、3番目のダッシュでございますが、将来的な効率化については、統計的に算出した生産性向上の見込み率、こうしたものを用いながら査定していくということを基本的に考えております。

こうした部分の詳細については、今後、制度検討を進めていく中で、引き続き議論していったらどうかという提案でございます。

15ページをごらんください。次の論点でございますが、災害に強い分散型グリッドの論点でございます。前回、この議論の中で幾つかご指摘をいただきましたので、このご指摘について掘り下げるような形で説明資料を用意してございます。大きく2つございまして、(1)でございますが、分散型グリッドにおける需要家対応の論点、それから、(2)配電事業エリアにおける一般送配電事業者の役割についての論点でございます。1個ずつ論点を続けてご説明させていただきます。

16ページ目をごらんください。沿革分散型グリッドの議論をいただきましたが、このグリッド化する場合に、需要家への配慮が必要ではないかというような提示がございました。この点について、配慮すべき需要家の利益として2点に分けて考えております。一つは、安定供給という観点、それから2点目は、小売契約の自由という2つの面があるというふうに考えております。

まず、1点目、①で書かせていただいておりますが、安定供給については、遠隔分散型のグリッドにおいて、ここに新しく電源を置くことによって、そのエリアの中で、その電源がとまることによって停電リスクが増加するという面があります。他方で、長い送配電線で電力を供給していったら、それが遮断されることによって発生する長期の停電というリスクが減ると、こうした議論をいただきました。この停電リスクを含めたレジリエンスが向上しているかということを経営的に評価した上で、遠隔分散型グリッドというものを設定するというふうに考えております。そうした意味で、安定供給についてはしっかり、それが減ることがないということを国が確認する制度というふうに設定しております。

2点目でございますが、需要家の小売契約の自由でございます。例えば、今、この遠隔分散グリッドになるエリアにおいて、携帯電話とセットで電気の契約をしている場合に、いろんなサービスや割引が受けられるような小売契約をしている需要家がいる場合、こうした場合に、これを遠隔分散型グリッドにして、一般送配電事業者がその小売を供給する形になった場合に、その需要家にとっては小売契約の自由が制約されることになるおそれがあります。そうしたエリアにおいて、一般送配電事業者等はその地域の需要家に対して丁寧に説明を行って、その理解を得るように努めるべきであるというふうに考えております。その上で、小売選択の自由を維持する、こういった措置ができるかどうか、こうい

ったことについては、引き続き検討を行ってはどうかというふうに考えております。

また、2番目のポツでございますが、災害対応の連携というのは当然必要になってきますので、この自治体に対して、災害対応で連携するための理解を得るために、自治体・地元への説明が必要ではないかというふうに考えております。

続いて、17ページでございます。今度は、配電事業に新事業者が参入する場合の需要家等への対応でございます。

今まで一般送配電事業者が担っていた配電エリアを別の新規参入事業者が行う場合に、これについて配電事業を許可する経産大臣のほうで、ちゃんとこの新しい事業者が技術的要件を満たしているかどうか、こういったことをしっかり確認することにしております。そういった意味で、安定供給の面から変化がないというふうに考えています。

他方で、災害時の対応の主体が変わってきます。下の図にございますように、配電事業者が一般送配電事業者から設備の譲渡・貸与を受けて配電網を運用することになりますので、例えば停電が発生した場合とか、こういった場合の連絡先が変更することになります。そういった意味で、需要家に対して配電事業者が通知を行う、それから、災害時に連携することになる自治体に対してはしっかり説明を行っていく、こういった対応が必要になるというふうに整理しております。

次のページをごらんください。前回ご議論ありました、配電事業について新規事業者が参入した場合の最終保障供給の主体について、一般送配電事業者と配電事業者の関係についての論点でございます。

まず、一般送配電事業者については、周波数維持のための調整力から最終保障サービスを提供できるとして、最終保障の提供を前提とした供給力の確保は、義務づけられておりません。一般送配電事業者が広いエリアの中で持っている周波数維持のための調整力は大きいということを踏まえてでございますが。

ただ、他方で、この同じ義務を、特定エリア、比較的小さいエリアを運用する配電業者に課した場合に、当然そうした大きな調整力を持ってないことになりますので、バックアップの電源を別途用意することが必要になってくる可能性もございます。この場合、社会的なコストの増加につながり得るというふうに考えております。

以上を踏まえて、配電事業エリアにおける最終保障供給については、一般送配電事業者が負う仕組みとしてはどうかというふうな提案でございます。

続きまして、19ページは、離島供給の主体についての論点でございます。この点についても、離島で配電事業者が参入する場合に、離島供給、小売でございますが、この主体について、どの事業者が主体となるべきかという論点でございます。

前回のご議論の中で、一般送配電事業者よりも電源を持つことになる送配電事業者がふさわしいとのご指摘がございました。電源については、仮に配電事業者が離島の配電網を運用する場合においても、必ずしも配電事業者が電源を持つという必要ございませんで、ほかの事業者が所有する電源を活用して、需給調整の義務を果たせばよいというふうに考

えていますので、電源に着目した議論ではないのかなというふうに考えております。むしろ大事になってきますのは、小売供給を行っていく主体として、どの主体が行うことが効率的であるかという点というふうに考えております。

4番目のポツで書かせていただいておりますが、今、一般送配電事業者は離島供給において、エリア全体から、どうしてもコストが高くなってしまふ離島の部分について、費用補てんによってコスト調整を行っております。このような形で離島のコストの補てんということをやるとすれば、小売の主体については、いずれにせよ、補てんを受ける形で調整し、最終的な需要家にとっての料金が同じ水準になるような仕組みを考えていかなきゃいけないというふうに整理しております。

したがって、そういった場合に、小売を行っていく事業者について、仮に一般送配電事業者が小売を行う場合については、そのコストを下げるインセンティブというのがあります。ほかのエリアからの補てん額というのを抑えていこうというふうなインセンティブがあると思います。他方で、他の事業者が小売を行った場合に、その部分だけでそのコストを下げていくインセンティブが働かないおそれがあります。こうしたモラルハザードが考えられるのではないかとこのように整理をしています。

したがって、当面の間はこの配電事業者が系統運用を行う離島や独立化エリアにおいて、こうしたエリアにおける小売供給義務については、引き続き一般送配電事業者に課してはどうかというふうに提案させていただきます。

続きまして、20ページは、今の整理を位置づけた参考資料でございますので、次の21ページをごらんください。

前回のご議論の中で、配電事業者への新規参入について、これは一般送配電事業者の合意なしには開始できないので、一般送配電事業者が配電系統を譲渡・貸与するインセンティブがあるような制度設計が必要ではないかというようなご指摘がございました。例えば、配電網の効率的に運用するノウハウを持つ配電事業者が参入する場合において、配電系統の運用の効率化だけでなく、さらにその上位系統の設備のダウンサイジングにつながっていく可能性もございます。こうした配電事業への新規参入者によるコスト削減効果について、新しい託送料金制度、今ご議論いただいております制度のもとにおいて、一般送配電事業者がそれを効率化分として適正に認められるようなことになれば、これが一般送配電事業者が配電系統を譲渡・貸与するインセンティブになるのではないかとこのように考えております。

次のページをごらんください。前回ご議論いただきました中で、配電事業者による設備メンテナンスが適正に行われる必要があるのではないかと、仮にそのメンテナンスが不適切であった場合に、それが送配電事業者に戻ってくる場合に、コスト負担が大きくなるのではないかとこのようにご指摘がございました。

配電事業者につきましては、今検討している制度の中において、一般送配電事業者と同じように、電気工作物の技術基準適合維持義務を負うというようなことで考えております。

こうした中では、行政がちゃんとその技術基準に適合しているかどうかということをチェックし、行ってなければ、それについて修理をする等の命令を行うことができます。また、一般送配電事業者と同じように、設備更新計画に基づいて設備の適切な更新を行うと。こういうようなことを考えております。

また、これが制度のほう、制度の措置でございますが、他方で、一般送配電事業者と配電事業者の間の民衆の契約においても、例えば一般送配電事業者が貸与する設備において、定期的に一般送配電事業者がメンテナンス状況を確認すると。こういったような計画を結ぶことによって、必要に応じてこうしたメンテナンスの実効性を担保することができるというふうに考えております。

続きまして、23ページ目以降が電源の論点でございます。23ページの左の図にありますように、長期的な市場価格の変動の影響について前回ご議論いただきました。この中でいただいた意見を幾つか右の枠囲いの中で紹介させていただいておりますが、例えば、市場価格のボラティリティが高くなると、長期的な投資について、投資判断の際に厳しくなるのではないかとご指摘ございました。それから、電源ごとの特性・性質を考慮しながら議論を進めるべきではないかというようなご指摘もございました。また、容量市場についてもご議論ございまして、容量市場は新規電源の確保にきかないと、こういったようなご指摘もございました。

24ページ目でございますが、電源ごとの特性という論点について、再生可能エネルギーの支援制度について紹介いたします。こちらの資料は、再生可能エネルギーのFIT制度の見直しについて検討している再生可能エネルギー主力化小委員会の9月の資料でございます。

大きな方向性としまして、今、現在のFIT制度、左側でございますが、固定価格で買い取るという、こういった仕組みについて、これを見直して、ポストFIT制度として書かせていただいておりますが、市場への統合というふうに位置づけております。発電事業者みずからが市場で販売して、その上で一定のプレミアムを受け取る、フィードインプレミアムという制度を検討しているところでございます。この市場への統合を進めながらも、他方で、再エネ事業者がインセンティブを受け取るという仕組みを維持しながら、見直していくというようなことを検討しております。この先には、一番右に書かせていただいておりますが、将来の自立化という方向性を目指した、このFITからFIP、そしてさらに将来の自立化というふうに位置づけております。

25ページをごらんください。日本より先行して再生可能エネルギーの支援制度を導入しておりますヨーロッパの状況を紹介しております。

左下がドイツの太陽光発電の買い取り制度でございます。これも日本で今議論しておりますフィードインプレミアムという制度の落札価格でございます。これは、プレミアムの基準となる価格の落札額を決めている制度でございます。それから、右側が英国における洋上風力の落札価格でございます。

いずれの制度においても、この落札価格の低減が進みまして、電力のスポット市場平均価格を下回る状況に足元ではなっております。そういった意味で、再生可能エネルギーを高値で買い取って、それによって価格水準にある種の支援を行うというような状況が変わってきております。他方で、長期的な予見可能性を付与するような仕組みとして、このフィードインプレミアム制度が活用されているというような状況でございます。

次のページ以降が容量市場についての議論でございます。

前回ご議論ありましたので、まずこの26ページでございますが、今の容量市場の背景でございます。太陽光、風力といった自然変動電源の導入が拡大していく中で、どうしても調整力となる火力発電について稼働率の低下が想定されています。それから、電源の投資回収の予見可能性の低下が見込まれておまして、こうした状況の中で、必要な供給力・予備力を確保するための電源設備の新設・維持が困難になっていくことが予想されております。このために、発電能力容量（kW）に応じて、稼働してない期間においても一定の収入を得られる仕組みとして、容量市場を導入するというところで決定をいたしました。

27ページでございますが、容量市場の具体的措置と課題でございます。容量市場は、今の4年後の1年間に提供される供給力に対価を支払う制度でございます。これは電源の新設・既設を問わずに入札を行われるものになりますので、結果的に既存電源を中心とした価格形成となる傾向がございます。

この容量市場についての課題を2点ほど提示しておりますが、①4年後の1年間の供給力を評価する市場となっております。そういった意味では、長期的な収入の見通しが困難というふうになっております。それから、再生可能エネルギーについては、自然変動する再エネについては、供給信頼度が低いこともございまして、相対的にこの容量から得られる収入が低くなると。こういうような設計となっております。

次のページでございますが、この4年後の1年間というような制度が採用された経緯を紹介しております。こちら、2017年の審議会の資料でございますが、この際に契約期間を短期とするか長期とするかというような議論が行われました。この中で、2ポツの後半で書かせていただいておりますように、まずは短期的な契約期間、1年間で制度を開始しよう。その上で、将来的な適切な長期間オプションの導入について検討するということが議論されました。

29ページをごらんください。電源投資の確保のあり方の方向性でございますが、最初のポツでございますが、再生可能エネルギーを含めた電源全体の投資を安定的に確保していく上で、電源の特性を踏まえながら、長期的な予見可能性を与える制度措置が必要ではないかというふうに置かせていただいております。この具体的な制度措置の内容につきましては、来年夏に開始されます容量市場の状況を見ながら、今後、FIP制度との整合性や連続性、こうしたものを考慮しながら検討を継続すべきではないかというふうに提案させていただきます。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今から質疑応答、自由討議の時間とさせていただきます。

毎回のことでございますけど、ご発言ご希望の方はネームプレートを立てて、それから、これも毎回申し上げていますが、インターネット配信を行っておりますので、視聴者の方が聞きやすいように、マイクを近づけてご発言いただきたいと思います。

まずは、じゃあ大橋委員からお願いいたします。

○大橋委員

先に発言させていただき、ありがとうございます。

資料の順番に沿って、若干思うところをコメントさせていただければと思います。

まず、災害時連携計画ですけれども、この計画が現場で復旧作業に携わる人々がやりやすくなるような計画であるということが、多分、一番重要なことなのかなというふうに思います。そういう意味で、こうした計画をつくること自体、私はいいと思いますけれども、ぜひ、最終的に復旧が早く進むということが重要なんだということだけ確認させていただければと思っています。

また、bの相互扶助制度ですけれども、この制度ができた背景には、他電力等からある程度の物量の支援を、災害が起きたときに、その状況を確認する前に送るという、ためらうことなく行わせるということが背景にあるんじゃないかなと思っています。そういう意味でいうと、事後的な査定も一定程度、重要だと思いますが、やはり事前基準での運用ということが重点に置かれないと、なかなかこれ、本来の趣旨である、ためらわせないように行動させるということが貫徹できなくなるのではないかなというふうに思いますので、そこも、運用上の話ですけれども、よろしく願いできればなと思います。

次に、eの託送料金のところですけれども、前回はコメントしたかもしれませんが、レベニューキャップとコスト効率化とのバランスをどうとるのかというのは、しっかり考えていけないといけないのかなと思います。コスト効率化の背景にある考え方は、察するに、各事業者の単位当たりのコストを将来的に均等化させるというふうな方向なのかなと。ある意味、事業者の事業体質を均質化するというふうなところがあるのかなと思うんですけれども、やはり設備形成の歴史的背景であるとか地理的条件とか、いろんなものが異なるわけですので、そうしたことも、即座にやることというのはやっぱり難しく、かなり時間がかかることなのかなと。

他方で、レベニューキャップの利点というのは、送配電における自発的な創意工夫というものを促してもらうということが本来あったはずで、このあたりというのは、下手をするとコスト効率化という目的が短期的にはかち合うところなので、やはり私は自発的な創意工夫というものを生かしつつ、一定程度のコスト効率化を促すというふうな比重の置き方がいいのではないかなというふうには思っていますけれども、ぜひ引き続き議論していただければなと思います。

次に、災害に強い分散型グリッドの話で、遠隔分散型のところで、送電線がもうなくなった中でその地域がグリッド化されるという中において、小売の選択の自由を維持するかどうかというところというのが、こういうことも考え方としてあるのではないかというご提示をいただいたんだと思います。

一見すると、これは、電力供給のバーチャルなシステムなのかなというふうな感じもするわけですけど、これ認めると、結構いろんなことができるようになる半面、電気事業としての考え方はかなり根本的なところにも触れるところになるのかなという気がします。そういう意味でいうと、ちょっと安易にこれは認めていいのかというのは、ちょっとよくわかんなくて、もう少し慎重に議論していかないといけないのではないかという感じをしています。

離島のお話も他方であったわけですけど、離島において、モラルハザードを防ぐ観点から、一般送配電事業者に小売の義務を課すべきじゃないかというふうな論点が19ページ目に出ていますけれども、これも一つの考え方だと思いますが、もしモラルハザードということだけで言うのであれば、必ずしも費用負担者と義務者を一体化する必要は恐らくなくて、費用の分配の仕方をどうするのかということでも多分、問題を解消することもできるんじゃないかというふうに思いますので、これも一概に結論に飛びつかなくても、もう少し、もう一步議論のステップがあるんじゃないかというふうに思います。

いずれにしても、この配電事業者というのは、自治体とか地元との関係というのはしっかりつくってもらわないと困るという意味でいうと、そのあたりの責任というのは、しっかり負っていただく必要があるのではないかというふうに思います。

あと、最後に、配電事業は今後、経産大臣の確認のもと、参入ができるというふうな形になっています。どういうふうな形で届けを出すのかということにもよると思いますけれども、一般送配電事業者と配電事業者、双方が合意の上で多分、届けが出てくるとしても、必ずしもそれが電力システム全体として、そもそも社会厚生を最大化するんだと、あるいは社会的に効率化するんだという観点での配電事業の参入だと思いますけれども、両者、つまり配電事業と一般送配電事業者の利益が合致したとしても、必ずしも電力システムの効率化につながっているのかというのは、ちょっと違う話の可能性もあって、もしかすると消費者に負担が寄せられるかもしれないし、仮に消費者に負担が寄せられないとしても、電力システム外から例えば収益持ってきて、そこを電力システムにお金をつぎ込んで、それを通じて全体としてビジネスとして囲い込むみたいなこともあり得るのかなと。

これはやっぱり電力システムとして効率化しているんだというところはしっかり見ていただかないと、事業者がいいって言ったからといって、必ずしも安易に認める話でもないというふうにおっしゃっているんだと思いますけれども、改めて確認をさせていただいたということです。

すみません、先にお話しさせていただいて。どうもありがとうございました。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

ほかの委員の方、オブザーバーの方、いかがでございますか。

私が聞いていまして、配電事業のところは多少具体的な提案があるんですけど、あとは、詳細について引き続き検討というのがちょっと多いというところはあるんですけども、せっかくお集まりいただいていますので、できるだけ多くの委員から意見をいただきたいと思います。

では、小野委員、お願いいたします。

○小野委員

ありがとうございます。

本日、事務局から提示いただいた内容について、基本的に異論はございません。その上で、大きく分けて3点、コメントさせていただきたいと思います。

まず、託送料金改革についてです。

12ページに、新たな託送料金制度の全体像について、改めて整理していただきました。この絵からも明らかなように、本来であれば、まずは国が指針を示し、広域機関がマスタープランを示すところから、効率的な系統整備が始まると考えます。次期エネルギー基本計画の策定を見すえて、2030年よりも先のエネルギーミックスを含む日本のエネルギーの将来像について検討を加速していただきたいと思います。

14ページ、送配電事業の効率化は、今後必要なネットワーク投資を拡大していく中で国民負担を最大限抑制する観点から、重要なポイントと考えます。効率化インセンティブをうまく設計し、効率的かつ持続可能なネットワーク事業環境が実現することを期待いたします。

また、この小委員会では論点化されておりませんが、かねて申し上げているとおり、持続的なネットワークの運営を図るためには、系統に関する固定費を基本料金で回収できるような料金設計が重要ではないかと考えます。特に分散型再エネの導入を進めて自家発自家消費を促していく上では、受益と負担の関係を公正に保つ観点から、現在従量料金の比重が大きく設定されている系統コスト回収方式の見直しが不可欠と考えます。託送料金が改定されるこの機会に、あわせて検討を深めていただければと思います。

次に、遠隔分散型グリッドについてです。16ページの内容について、分散グリッド化することで経済性と供給安定性の改善が予見されるのであれば、それは社会にとって望ましい変更です。需要家への説明を果たし、理解を得ることは極めて重要と考えますが、特定の状況下では公共の福祉と比較衡量することも検討すべきではないかと思えます。

最後に、電源の更新、多様化、分散化についてです。前回提出した意見書にも書きましたとおり、電源投資に長期的な予見可能性を与える制度措置の検討を急ぐ必要があると思えます。電源建設のリードタイムやメーカーなどの技術・人材維持の観点を踏まえれば、もはや待ったなしの課題であると思えます。

電源には、固定費比率や投資回収期間、CO₂排出量、負荷変動対応といったさまざまな面で、それぞれの特性がございます。各電源の特性を踏まえた上で検討が進むことを期待したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、この後ですけれども、水本委員、村上委員、それからオブザーバーのほうへいきまして、電気事業連合会、清水さん、広域基幹、都築さん、そういう順番でいきたいと思います。まず、水本委員、お願いします。

○水本委員

ありがとうございます。

電力システムのレジリエンス強化に向けた論点ということでご説明いただきまして、それぞれの制度の見直しについてはご説明いただいた取組に全く異論はございません。ただ、山地委員長がおっしゃったとおり、詳細とか将来のこと、まだまだこれから詰めなくてはいけないなかで、長期的なエネルギーの需給構造ですとか、日本の産業構造ですとか、あるいは都市とかそういう配置ですとか、そういう時間空間的なものをエネルギーインフラのグランドデザインというところで考えた上で、それぞれの制度の議論にぜひ落とし込んでいただきたいと思います。個別にはございません。

以上です。

○山地委員長

では、村上委員、お願いします。

○村上委員

ありがとうございます。私からは3点申し上げたいと思います。

まず最初は、スライド13のレベニューキャップ設定後の外生的な費用の取扱いについてのページです。2つ目のポツで、外生的費用の例として複数挙げられておりまして、これ例えばというふうにご説明にもあったので、もしかしたら杞憂なのかもしれないんですけども。これらはまだ全く中身について議論がされていないことだと理解しておりまして、この場でオーソライズされたというものにはならないのではないかと考えております。何が本当に外生的費用に該当するのかについては実際のデータも踏まえながら、別の場できちんと議論をしていただく必要があると思っております。ここに今後の検討というようなことで書いていただければ安心できるなと思えました。

2点目は、分散型グリッドについてです。まず、スライド16の遠隔分散型の切り離しのことを決めるのは一般送配電事業者であって、地域の同意は不要で、後の説明がちゃんとされるべきというような資料だと思うんですが。これは個別の需要家、個人消費者というのは確におっしゃるとおりかもしれないんですけども、自治体という意味では事前に説明とかご相談とかがあって、やはりある程度の合意があってしかるべきではないかなと

考えております。

その理由は、自治体それぞれに地域づくりというか、地域活性化のための産業起こしであったり、もしくは自然エネルギーの新たな開発であったり、いろんなプランをお持ちの可能性があると思いますので、ここで本当に電線を切ってしまうてよいのかという議論はきつとご意見をお持ちだろうと思うので、そこら辺配慮いただければいいのではないかと思います。

それから、スライド17の配電事業参入時の需要家への対応のところ、説明が必要と書いていただけたのはとてもよかったと思います。消費者は発電と送配電が別の会社になっているということすら多分そんなに知ってる方々はいらっしゃらないと思いますし、ましてやそれで配電部分が切り離されるということなどどうなるのか全くイメージがわからない人が大半だと思いますので、故障時の連絡先だけではなくて、どのエリアで何がどう変わるのかということもあわせてきちんと説明をしていただければと思います。

それから、スライド21のインセンティブの設計についてなんですけれども、具体的な話は難しくよくわからないんですが、託送料金の算定基準が複雑になりすぎて、透明性を落とすことにならないか、消費者団体の皆さんは危惧していらっしゃいます。地域間連係線の増強に関する負担の分担もそうなんですけれども、少なくともさまざまな料金の設定根拠となるデータは公開としていただくことをぜひお願いしたいと思います。

すみません、もう一つ、3点目なんです、きょうの議論ペーパーにはないんですけれども、気になれば発言してよいと言っていましたので、消費者団体の皆さんとこれまでの資料を共有して意見交換をさせていただきまして、その結果を1つ大切なポイントとしてお話ししたいと思います。それは電力データの活用に関してです。情報銀行を使うことを条件に、電力データの目的外使用を認めるという件なんです、複数の消費者団体からは、現在の仕組みの中で小売の方々は各家庭のデータを持っていて、そのデータを活用して既に見守りのサービスなどを始めていらっしゃる中、あえて送配電事業者さんの保有するデータを法改正してまで目的外使用を認めなくてはいけない理由がよくわからないという意見でした。したがって、ここでその点についてご説明を補足していただければと思います。

それから、第三者諮問委員会を設置して情報提供先の適切性などをチェックしていくということなんです、これは誰が設置するのか、どのタイミングでチェックするのかというようなことも疑問として上がりましたので、あわせてご説明をお願いいたします。

その上でなんです、多くの消費者は先ほども申しましたように、まだ発電と送配電が分離したこともよくわかっていない、それから情報銀行は聞いたこともないし、ましてや今の暮らしの中でそういう存在すらまだ目にしていない、また契約するとどのようなデータが何に使われるのかもイメージがわからない。そのような状況の中で、いきなり情報銀行に任せれば大丈夫だからそうするルールとしましようという、急いで法改正する理由が本当によくわからないというのが現状です。例えばもっとほかの分野で情報銀行を使った

サービスが世間に広がっていった、そこで情報銀行というのはどういう役割をして、どんなふうに安心なのか、認知度と信頼度を獲得したタイミングでもう少し消費者の認知が深まった段階で法改正をしても遅くないのではないかというのが意見の大勢でした。

今回の法改正はそういう意味では緊急時の自治体利用に限って、後半のところはもう少し機を待っていただけないかというのが消費者団体からの意見でございます。

ありがとうございました。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

一番最初にスライドの番号でいうと13のところのお話は、真ん中のポツのところではゆる外生的費用の変更で取り込むべきものということで、ここはこれらが考えられるのではなかというのは事務局側の投げかけなので、もちろんこの場で正式に決めるということは審議会ではないんですけれども、ご意見いただきたいなと思っております。

詳細は今後検討というのは、その増分を今期にやるか次期にやるかは詳細は今後検討という3番目のポツなので、2についてはできれば具体的に言っていただいたほうがよかったですんじゃないかと思いました。

最後のポイントについてはまた全体聞いた上で事務局から対応をお願いしたいと思いません。

それでは、オブザーバーの電事連、清水さん、お願いします。

○清水オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の清水でございます。

今回の事務局資料におきましては、前回私が申し上げた配電事業ライセンスに関する課題について回答いただきました。これについて3点申し述べさせていただきます。

まず1点目ですが、18ページから20ページの最終保障、離島供給の義務主体についてでございます。これらの義務についてはいずれも前回同様、一般送配電事業者に義務を課するという方向性が示されております。18ページの最終保障につきましては、あくまで平常時においてお客様は契約を選べないときの応諾義務というものであって、災害時の供給義務までを含むものではないという整理であるとすれば、注釈に記載してありますとおり、特定送配電の整理に倣って、一般送配電事業者が義務を負うという方向性はやむを得ないものと理解をいたしました。

それから、19ページの離島供給義務についてですが、前回懸念として申し上げた離島における供給力については、系統を切り離す以上、このグリッドにおける供給力が何らか確保されていることが大前提であって、義務の主体としては両論考えられるというように考えますけれども、当面の間は政策的な観点から一般送配電事業者の義務とするということで、再検討の余地もあるということだ理解をいたしました。

この点についての私どもの受け止めですが、1つは、一般送配電事業者が義務を負うのだとしても、実務的には配電事業者に委託することも可能とすること。それから、一般送

配電事業者が離島供給のために必要な供給力が利用可能であるということを国がきちんと確認をすること。それからもう一つ、一般送配電事業者の費用負担を回避すること、これらを前提として資料の方向性に同意いたします。

なお、配電事業者が系統運用を行うことになった離島におきまして、小売を行う事業者が小売供給義務を課せられた一般送配電事業者のみであるとすると、例えば系統の利用計画を不要とするというような実務面での簡素化する余地はあると思いますので、引き続きご検討いただきたいと思います。

それから、2点目は22ページの配電事業者の撤退時の懸念についてでございます。事務局資料は、行政として配電事業者をしっかり監視するので問題はないという趣旨だと理解をいたしました。配電事業者の倒産時など、業務改善命令に従わないまま撤退してしまうケースも否定できないとは思いますが、他方で、前回新川委員からも譲渡、貸与の契約の中で一定程度担保することも可能ではないかというご示唆を頂戴し、22ページの資料の3ポツ目にもそのような記載がございます。我々としてもエリアのほかのお客様に不利益とならないように、合理的な方法について検討をしていきたいというように思います。

それから、すみません、最後の3点目ですが、17ページに戻りますが、配電事業参入時の説明責任についてでございます。今回配電事業者の説明責任の範囲を明確化していただいたことについては評価したいというように思います。資料に記載のとおり、災害対応の連絡・協力体制が変わるということになりますので、自治体等への説明が必要なのはもちろんでございますけれども、配電事業者の参入は送配電事業の一部の事業譲渡にも近いと考えられるところで、配電事業者とお客様の間で直接の契約関係がないとはいえ、事業譲渡が行われる際にお客様への個別に連絡するというのはごく普通のことだと思いますので、この方向でお願いできればと思います。

以上、3点でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、広域基幹、都築さん、お願いします。

○都築オブザーバー

ありがとうございます。私から2点、災害時の連携計画と、それから、災害復旧費用の相互扶助の仕組みについてコメントと質問とさせていただきます。

まず連携計画のほうですが、スライド4に、これほかの委員会の資料ですけれども、災対法に基づく防災業務計画との関係についての記載があります。電源車とか資機材という話にフォーカスされる傾向があるんですけども、もっとも今でも各指定公共機関、私どもも指定公共機関の一人なんですけれども、そこにおいて確認されることになっております。現に私どもとして、例えば電源車の賦存状況とかそういうところについてはちょっと運用改善の余地はあると思うんですけども、確認することとなっております。そうしたことも踏まえて、スライド5で本小委としてのご提案をいただいているかというふうに思

っております。物理的な損傷個所に持って行って、それで実際に対処するというこのために資機材の議論が生じているのは当たり前だというふうには思っておりますが、需給の回復というのも電力的には非常に重要な論点だというふうに思っております。その需給の回復に向けた例えば隣接エリアからのつなぎ方とか、そういう応援の手順、運用面の連携というそういうところについてもきちっと含めたものとしてとらえていくことが重要ではないかなというふうに考えております。

広域の関与についてももうたわれているわけなんですけれども、私どもの素地由来的にも、こうしたところを含めて考えていくというのがいいのではないかというふうに考えております。

それから次に、相互扶助のほうでございます。こちら私どもの機関についての言及がございますので、私どものかかり方について確認をしたいというふうに思っております。もともと本件につきましては災害対応の大規模化、長期化に備えるという趣旨だったというふうに認識をしております。その観点から、拠出費用の金額については、スライド7に過去の実績等をもとにというふうにあります。現在も例えば託送料金の中で過去実績に基づいて、ちょっと変則的な算定方法になってはいますが、託送料金の原価に織り込まれている部分がありますし、これとの関係というのもございます。そうした観点から、その必要十分性というのについては、誰がどういう形で判断するのかということを確認したいというふうに思っております。

また、運用状況についても国が確認というふうにあります。私どもの組織が資金管理をするということであれば、その資金管理について実態をちゃんと精査されるということは当たり前だというふうに思っております。例えば申請額の適切性であるとか、そういったことを考えると、危機管理の総本山みたいなところはきちとした形で、ここでは基準を示すという話はあるのかもしれませんが、そういう判断できるような仕組みというのが必要だというふうに思われますので、この点についても確認をしたいというふうに思っております。

また、最後もう一点ですけれども、積み立てた額を上回る被害が想定するというのも当然こういう危機管理的な話だと起こり得るというふうに思っております。そのときの対処、資金面ということでいえば資金繰りの話とか、そういった点も含めてちゃんとこの議論をしていく必要があるかと思えます。詳細についてはまたこれから議論ということなのかもしれませんが、こうした点についてもぜひご留意をいただければというふうに思っております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後ですけれども、まず高村委員、それから監視等委員会の佐藤オブザーバー、松村委員、圓尾委員といきまして、あと立ってる方もその後順次続いていきます。高村委員か

らお願いします。

○高村委員

ありがとうございます。

これまで基本的に議論をしてきたことだというふうに思っておりますので、大筋の方向性はもちろん異論がございません。幾つか、しかしながら、これから詳細なルールをつくっていくときにご検討ご留意いただきたい点を申し上げたいと思います。

1点目が、災害に強い分散型グリッド推進のための環境整備、スライド15以下のところではありますが。スライド16の遠隔分散型グリッドに関する需要家利益にかかわるところです。私が理解します、地元からの例えば要請要望というものもないわけではないと思いますが、基本的には一般送配電事業者が発議をして進められるという認識をしております。その中で、やはり国が確認をするという、ここで書かれている、この国の確認の行為ないしは事項というのが非常に重要だというふうに思います。これはもちろんレジリエンスの維持向上が見込まれるかということですから、それは確認をしていただくというのは当然必要なんですけれども、レジリエンスの維持向上が本当に具体的にその地域でできる、あるいは向上が見込まれるかということを確認する上でも、自治体あるいは地元への説明、協議を行ったかという事項というのは確認の事項としてはあってもよいのではないかというふうに思います。これは村上委員もご指摘になったところで、地域で例えば今こうした将来の開発計画ですとか構想を持っているといったような希望構想がある中で、ある意味ではそれと地元の意向に反するような決定とならないということを担保する意味からも、手続的には国がそうした事項を確認することは重要ではないかというふうに思います。

国が確認する事項のもう一つとして、もちろん国が、広域がつくられる、国も確認をする系統増強計画との整合性はもちろんですけれども、例えば再生可能エネルギーのポテンシャルが非常にあって、開発が期待される地域であるというようなことも含めて、やはり国のエネルギー政策との整合性もまた確認をしていただきたいというふうに思っております。これが1点目です。

それから、2点目はスライド17にかかわるところかと思いますが、これも今申し上げた点と同じ趣旨になりますけれども、配電事業の場合は平時オフグリッドになっていないということではありますけれども、これは認可の過程でやはり自治体地元への説明がなされたかどうかの確認、それから場合によってはその認可の過程での意見の聴取といった手続を設けることはお考えになってもよいのではないかというふうに思います。これが2点目です。

3点目でありまして、スライド21のところ、一般送配電事業者へのインセンティブ設計というところでもあります。これは前回の会合で何人かの委員からも出た点だと思いますが、同時に配電事業に適切な能力のある新規事業者の参入が進むようなそうした制度設計をしていただきたいということでもありますし、それを受けたご提案だというふうに思います。私の理解では、基本的には一般送配電事業者と新規に参入をする配電事業者との

間の相互の合意ベースであろうかというふうに思いますけれども、特に地域でこうした配電事業とともに地域のエネルギーシステムあるいはそこでの地域のさまざまなサービスを一体化して提供するような地域型のエネルギーシステムの構築の上でも非常に重要だというふうに思っております。そのときに、相互の合意ベースということは前提ではあるんですけども、その折り合いがつかない場合の協議ないしは紛争解決の手当てというのは1つは必要ではないかと思えます。紛争解決というと仰々しいですけども、つまり第三者が介入をして協議を進めるといったようなそうした仕組みというのはこの場合必要ではないかというふうに思います。

それから、もう一つは、今回出発点としてこういう配電事業の参入の幾つかの条件の設定というのは理解をいたしますけれども、やはり配電事業に新しい事業者が参入をすることでのさまざまなビジネス、あるいは地域の活性化等々の展開を期待するものですから、想定と異なって余りに進展をしないといったような進捗状況を見ながら、改めて必要があれば促進のための方策を検討することもやはり課題としては、方向性としては書いていただきたいというふうに思っております。

最後でありますけれども、スライド23以下のところの最新の電源の導入の多様化・分散化の促進のところでは、これは前回議論させていただきましたし、発言もした点で、問題認識は共有をいたします。スライド29にありますように、長期的な予見可能性を与える制度措置の検討が必要というところについては、もう全く異論はございません。

今回の資料を出していただいて、改めてやはり現在の高経年化をどうやって新規の電源に変えていくか、あるいはこれもエネルギー基本計画に沿って排出の多いものから少ないものといったような電力システムの脱炭化に向けた進捗という意味でも非常に重要な事項だと思えます。今後検討していただくときに、その意味で容量市場というのは一定の供給力、容量の確保という意味では効果があると思えますけれども、これも前回も議論ございましたし、今回もそのようなご説明あったと思えますが、やはりどうしても投資回収後の安価な古い電源を温存する効果といえますでしょうか、ことが起こりがちであるというふうに思えます。

そうしたおそれをきちんと対処をする容量市場のやはり設計というのが必要だというふうに思うわけですが、その際に、長期オプションとすることは1つの方策として検討されますけれども、スライド28に平成29年の検討の結果紹介いただいておりますが、しかしながら、同時に長期オプションとすることでの例えば過剰な容量確保あるいはそれはひいて言えば国民負担、電力コストの向上ということにもつながるということを考えますと、やはり容量市場の適正化と同時に、改めて新規の電源への投資を促していく、あるいはあるべき電力システムに向けた計画的な電力インフラの更新を促す仕組みというのは、容量市場に限らずやはり検討していく必要があるのではないかというふうに思えます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、監視等委員会、佐藤さん、お願いします。

○佐藤オブザーバー

12スライド目と13スライド目に関して発言をさせていただきます。

その12スライド目の①のところ、先ほど小野委員から評価していただきましたが、今後は一番最初に国が審査方針というか指針を提示するというのが非常に重要になると思います。さらに、この指針をつくる際に関しましては、これはいろんな立場の方に入っていた審議会のようなところで公開で徹底的に議論をしていただくことが必要だと思います。というのは、例えばその再エネの大量導入でもどれぐらいが大量かというので、数量に関していろんな立場の方によって相当意見が違わずでありまして、それを議論をしていただいて、例えば適当なことを言いますけれども、50ヘルツの地域内では、その収入条件の設定期間内で、例えば500万を目標にするのか、100万でいいのか、2,000万にするのかと、それで決めていただいて、その決まったもので送配電事業者が事業計画を策定してもらおうというふうにした。そうなりますと、先ほどちょっと村上委員からもご発言がありましたが、例えば再エネ大量導入で500万と決めたのに、新規急増がものすごく要望が強くて、900万とか1,000万に変えたら、それは最初決めた指針というか考え方と相当違うから何らかを変えるということにもなりますし。そういった意味もあって、それは今ちょっと再エネというようなことを申し上げましたが、広域メイトウだとか広域調整をどうするか、どれぐらいシステム入れるかとか、そういった具体的なアウトプットを事前にかなり議論をしていただいて設定して、それに従って送配電事業者が事業計画とか更新計画をつくって、それで持ってきた見積りに関してどうするかというのを③で決めるという形に今後はすべきではないかというふうに考えておりますので、ご議論いただければと思います。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、松村委員お願いします。

○松村委員

先ほど、村上委員がご指摘になった点に関しては、委員長の整理は私も寝耳に水だったものですから、確認させてください。

私も村上委員の理解と同じ理解をしていて、つまり例示として出てきているだけであって、具体的に何を外生と見なし調整するかはこれから議論を始めて慎重に決めるものだと思っていた。そうしたら、山地委員長からはそこは今回、その下にある方式については今後の検討と整理されたので戸惑っている……。

○山地委員長

ちょっと言うと、事務局は投げかけているので、それに対する意見を言っていたきたい。決めるということではもちろんないです。

○松村委員

はい、わかりました。

いずれにせよ、私はこの例示に関しても、例示されたものを中心に、ここに入っていないものも含めて必要なものは今後検討されるし、ここに書いてあるもでも合理性がなければ入れないことになると思いますので、その意味ではしつこいようですが、私は村上委員が言ったのと同じ理解をしており、この時点では何もコミットしていないし、それに類する議論をする段階でもない、と理解していました。

レベニューキャップ制については、毎回同じことを言っていて申しわけないですが、これはある意味効率化を促す強力な武器になりうるので、基本的な方針としてはぜひ入れたいということがまず書かれていて、そうは言っても外生的な要因で変わるものまでキャップをかけたら、効率化を促す効果はないばかりでなく、送配電事業者のリスクが大きくなりすぎるので、そういうものについては一定の調整の仕方を考えましょう。そういう基本方針が出てきていて、最後のところに出ているのはその具体的なやり方だと思います。

このレベルで、反対することはありません。このとおりに、この基本方針に沿って、今後詳細が詰められていくべきだと思います。

その上で、まず、やり方として、2つのやり方が書いてありますが、本来は恐らくもう一つ、もっと簡易な方法、自動転嫁。燃調に当たるようなものだって原理的にはあり得る。事務局の資料に書いてないのは恐らく燃調ほどの簡易方式、審査も全くないものについて、必要なものは既にほぼ手当てされているから、追加で必要はないとの判断で書いてないと思うのですが、原理的にはやり方としてその3つくらいはあり得ると思います。

その3つについては、どれがいいかという問いかけに私は当惑している。それはその項目がどれくらい外生なのかということに依存する。もう強烈に外生、完全に裁量の余地がない、例えば税金みたいなものだったら、それこそ燃調みたいにすぐに上げてもいいかもしれない。そこまで外生とは言わないけれど、かなりの程度外生と認定されたら、その程度に応じて、対応を変えることだって原理的にはあり得ると思うので、2番目の問題と3番目の問題はリンクしていると思います。

ただいずれにせよ、これは今後詰めていくことなるし、大半のものが3番目になるとかということがあっても不思議はないと思います。

3番目のやり方だと、恐らく通信の市場の光ファイバーがこれに近いやり方をしている。需要に関して近いやり方をしていると思いますので、ひょっとしたら参考になるかもしれないと思いました。

これもいつも、いつも言っていますが、これはやり方を1つ間違えると、今わずかにある効率化のインセンティブを根こそぎなくしてしまうことだってあり得ることは十分注意していただきたい。

例えば、ここで具体的に書いてある調整費用に関して、調整量はかなり外生的。調達価格は市場で決まるのだからこれも外生じゃないか。それは1つの考え方ではあるのだけれ

ども、しかし、今現在送電部門と小売発電部門は同じ資本のもとにあり、なおかつこういう調整条項がない状態で運用されている。

そうすると、仮に市場支配力のある発電事業者が無体な価格をつけたとしても、その分、発電部門は大黒字になるかもしれないけれど、送配電部門は大赤字になり、託送料金の値上申請するか、その赤字を抱え込むかという選択に迫られ、市場支配力の行使のブレーキになる。だから、発電部門も無体なことを言わないインセンティブが仮に今はあったとすると、外出しと整理されたら無体なことを言われかねない。

もちろん、これは監視等委員会でちゃんと監視するから、だから監視が十分に機能して、そういうことはない、という整理は1つの考え方だけれど、そのリスクがあることは十分考えて、市場価格で決まるものだから大丈夫、外生と決めつけるのではなく、1つ1つの項目について、本当に大丈夫かを今後十分に検討された上で、何を調整するのかを決めるものだと理解しています。

次に、新たに分離する配電網のところですけど、これに関しても事務局の整理に賛成します。振り替え供給ということも、今決めるわけではないけれども、今後検討すると言う整理も合理的。確かに考えられる一つのやり方だと思います。ただ、振り替えを制度化するときには、託送料金での手当も少し考えていただきたい。託送料金全体の原価の構成を考える必要がある。大送電線があって、これを廃止する。これを廃止すると100のコストが削減できて、それは発電のほうで50の余分なコストがかかったとしても十分回収できる状況だったとすると、託送の原価から100は消えてしまって、それで50のほうだけ残って、それであと振り替えという格好になると、必要なコストがもし託送料金で回収できないことになったら、送配電事業者にとって負担になる。この大きな送電線がいらなくなった、その結果削減できたコストを上限として余分にかかったコストが託送料金に乗せられる制度とセットにして、振り替えの制度を作らないと、ひどいことになると思います。これは託送料金に直接はねる話だということは認識の上で制度設計をぜひお願いします。

次に、この切る配電網のほうではなくて、新たに新規参入者というのを呼び込むというのですが、これに関しては、ネットワーク部門を効率化する効果をとっても期待している。

例えば、自治体が熱導管を整備しようと思っていて、それとあわせて配電網も一緒に計画できると、地域全体が効率化できるようなケース。事業者と組んでやるときに、この制度を使いやすくすれば効率化に資することも期待できる。事業者がやるにしても自治体がやるにしても、こういうことをとっても期待しています。

もう一つ期待しているのは、そういう競争圧力が生まれる。もともとの配電網が非効率的だとすると、そういう事業者が入りやすくなるはずで、その競争圧力によって、新規事業者が入らなかった配電網もより効率化してほしい。こういう効果もとっても期待している。

そうすると、すごく入りにくい制度にしてしまうと、この圧力が全く働かないことになりかねない。その点で、今回、事務局の整理で、1つ制度設計を間違ったらすごい参入障壁になりそうな部分は、大分抑制していただいたと思うので、今回の整理はととてもよかつ

たと思います。それでも、高村委員もご指摘のとおり、本当にこれで進むのかどうかは私もとても懸念しています。懸念している1つの点は、民衆の契約によるというところで、先ほどの発言でもいろいろな契約によって担保できる。それは担保するという、安全性を担保するために使われるというならいいですけど、嫌がらせのために使えるという側面だって原理的にはあり得る。そういうことが起こらないように、何らかの形できちんと見ることが必要だと思っています。

価格についても、無体な上乗せをすれば、新規参入者は入ってこれなくなる。あるいは契約において自分の会社のガラパゴス仕様を押しつけて、この仕様でちゃんと設備を維持してくださいなどというようなことになったら目も当てられない。

一方で、事務局のほうは、国の基準をちゃんと満たすように、ある種の監督をすることだけれど、電気事業者は地域の事情に応じて上乗せして規制していることもあるわけですね。

例えば、沖縄電力が全国では40メートルの風速に耐えられるということになっているけれども、沖縄管内では50にしますとか、これは合理的なもので、こういうのは新規参入者にも守ってもらわないと困る。しかし50にするために、この電線を使ってくださいとかという類いになるともう全く意味が違ふ。そういう無体なことを言い出さないかは、私はとても心配している。そういうようなことがないように、合理的な性能基準ならいいけれど、妙な仕様とか妙な基準を押しつけないように、ということは十分監視していただきたい。

次に、容量市場についてですが、長期オプションについても先ほどから言及があったのですが、私の理解では、これは間違っていたら佐藤さんに訂正していただきたい。当時、広域機関にいらっしゃったので。

私、これは新設電源については、長期オプションというのもあり得るのはちゃんと議論されたと思っていますが、基本的にニーズがなかったという認識しています。

もし、その状況がまだ続いているとすると、このオプションを入れたとしても、大した後押しにはならないので、どういうものが本当に効果的で効率的なものなのかは、いろいろ検討していただければと思いました。

以上です。

○山地委員長

では、圓尾委員、お願いします。

○圓尾委員

申し上げたかったことを松村先生が全部おっしゃったので、もう言うことはなくなってしまったのですが、まず1点目は、レベニューキャップの外生的な費用の取り扱いの問題です。私もレベニューキャップでいろいろな効率化を期待していますので、そこが損なわれないように非常に懸念しています。

レベニューキャップはよく議論されているように、コスト削減のインセンティブを求める部分もありますが、もう一つ、収入面では柔軟な料金体系を事業者がとり、効率的な事

業運営をやる部分も期待されます。こういったものが、外生的な費用で扱われる部分が大きくなって、インセンティブが削がれることがないように、ぜひ中身は詳細な検討をするべきだと思います。

ですから、前回も申し上げましたけれども、需要であれば、構造的な大きな変化があるときなどに限るべきではないかと思えますし、松村先生もおっしゃったように、税金のようなものであれば、パススルーする制度があってもいいのだと思えます。

本当に「外生的」の程度をきちんとジャッジしないと、コスト削減とか柔軟な料金体系に対してのインセンティブをゆがめてしまうと思えます。

次、14ページに、いろいろな単位で各社の事業費用などを比較するのが出ています。これは同じようなことを監視等委員会の料金審査専門会合でもやってきましたので、万能ではないけれども、効果があるのはわかります。ですから、これは意味があると思えますが、一方で、ここに書かれてないこととしては、海外の事業者との比較もぜひ継続的に出していくべきだと思います。

国内で事情があって、例えば北海道のように需要密度が低いからとか、雪が降るから鉄塔を丈夫にしなきゃいけないとか、そういった理由で差が出るのはもちろんですが、海外だっていろいろな事情があって差が生じるのは同じことですから、同じ目線で比較するべきだと思います。

水本委員の会社などもそうですが、国内に工場を置いて事業をされているメーカーさんは、日本に特有の事情があるからといって高い電気料金を許容できるわけではなくて、当然、それを所与のものとして、国際競争の中で戦っているわけです。当然、電力会社も国際的な目で効率化がどうなのかを、言いわけなしに判断していくべきものだと思います。ですから、ぜひ海外という目線も入れていただければと思います。

それから、基本的に事務局のご提案、賛成しますが、最終保障のところ、一送が負う仕組みは、前回も申し上げましたけれども強く賛成します。これによって、消費者の不安感も大きく取り除かれることになると思えますし、この最終保障を自分たちが負うという前提で、どういう事業者に設備を貸すことができるかを一送が判断すればいいと思えます。

その判断の中で適切なジャッジがされているかどうかもうやはりこういった場で、といってもオープンな場で細かいことを議論するわけにはいかないと思えますけれども、チェックしていく必要があると思っております。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

この後ですけれども、秋池委員、秋元委員、それからオブザーバーのほうにいきまして、東京ガスの菅沢さん、それからエネットの野崎さん、その後に廣瀬委員、こういうふうに戻っていきたいと思えます。これでおおむね一通りかと思えます。

秋池委員、お願いします。

○秋池委員

13ページの外生的要因について、こちらで既に議論もあるところですが、何を対象とするかということについては、海外の事例なども参考にしてみたほうが良いのではないかと思います。ページ下のところに、何年ごとにとというのはありますけれども、それ以外にも項目や扱いなどについて、少し事例を研究してみてもいいかと思っています。

それから、14ページですけれども、こちらで2つ目のポツの3つ目のバーのところですが、統計的に算出した生産性向上見込み率を用いて、と記載されていますが、この見込み率については、かなりテクニカルなものでありまして、わかりにくさであったり、適正さというものがあると思いますので、公平かつ客観的な根拠をもって、これが設定されるのが重要だと思っています。

また、適応する対応にどの費用を含めるかということも議論を尽くしていく必要があるのではないかと思います。

最後に全体としてですが、社会的なコストが下がり、かつ質の高い電力が供給されるということが非常に重要ですので、仕組み全体としてよいバランスで成り立つというものになればと考えます。

○山地委員長

では、秋元委員、お願いします。

○秋元委員

この事務局の資料ですけれども、全体として私も内容に関して方向性に関して賛成します。その上で、若干だけコメントさせていただきますと、まず1つ目として、4、5ページぐらいに書いていますが、いろいろ一般送配電事業者間で連携するという点に関して、この方向性でいいかとは思いますが、ただ若干大橋委員もおっしゃったと思うんですが、現場がそれに対応しきれぬのかどうかとか、そういうことを踏まえた上で計画を立てる必要があるかなと思います。

恐らくこういうことはトレーニングを受けて、いろいろ身にしみついてやっていけるといいますので、いきなりルールが変わるとか、やり方が変わるということになると、現場が対応しきれなくなるとか、かえって悪影響が出かねない可能性もあると思いますので、そのあたりはよく現場の意見も聞きながら進めていく必要があるのではないかなというふうに思いました。

2つ目ですが、14ページ目、先ほど秋池委員もおっしゃいましたが、これも14ページ目に関して、基本的にこういう検討を行っていくということについては賛成しますが、実際にこのベンチマーク的なものをつくるというのは、やはり相当難しいことで、これは温暖化の世界でも排出量の国別のキャップをどう考えるのかとか、そういう面で過去をどう努力したのか、努力していないほうがその後の生産性向上率は高くとれたりしますので、そういったあたりをどう考えるのかとか、地域によってどういうふうな差があって、それは避けがたい差なのか、避けられる余地があるのかというふうなところとか、そういうこと

をいろいろ検討するのはかなり難しいものですので、そのあたりを透明性があって、納得性がある形で、どういうふうに設定していくのかというのは、具体的な検討のところではよく考えていく必要があるかなというふうに思いました。

最後ですけれども、3番目で、長期の投資の部分でございますが、これはこれまでも申し上げていますように、この長期的な電源への投資というのは非常に重要になってくる。特に、低炭素化、脱炭素化という動きが強まっている中で、初期設備費が高いもの、もしくは新しい技術への投資というのは投資のリスクが非常に高くなりますので、ほかの技術よりも予見性が高くないとなかなか投資ができない。市場だけではなかなか新しい技術に対する投資は難しいという状況の中で、投資の予見性が高い制度というものを考える必要があるというふうに思います。

これは松村委員もおっしゃいましたけれども、私はこの28ページ目の容量市場の件に関しては、例として出ているだけ、容量市場の1年間という部分を複数年に変えるということが解だというふうに書かれているとは思ってないですが、そこではやはり容量市場のところでもう一年というのはなかなか、複数年というのを私もその場では大分主張はしましたが、余りニーズがないというか、やはり予見性がそもそも立たないし、不確実性が高い中で、複数年というニーズがなかなかないという感覚があったので、基本的には1年という形になっているというふうに思いますので、これに限らずほかの制度ということも含めて、しっかりした検討が必要ではないかというふうに思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、東京ガスの菅沢さん、お願いいたします。

○菅沢オブザーバー

私のほうからは29ページにあります電源投資の確保に関して、2点意見を申し上げたいと思います。

まず、1点目は電源全体の投資を安定的に確保していくという視点では、やはりキロワット価値を確保していくということと、あとは電源の新陳代謝、この2つをしっかりとやっていくということが重要な観点だと思ってございます。

あとキロワット価値の確保については、今、ご議論もありましたし、この資料にも丁寧にご説明いただいていますけれども、容量市場にて一定程度担保されるということを確認できたと思ってございますので、やはりもう一方の電源の新陳代謝を促すというところに関して、電源新設の予見可能性を与える新たな制度を導入すると書かれてございますので、この考え方に関しては賛同いたします。

ただ、その際には系統利用にかかわる問題によりまして、新設をしたくてもできないという状況になると、こういったことは避けるべきだと思いますので、系統枠の適切な運用方法についてもあわせてご検討いただきたいと思いますと思ってございます。

それから、あと2点目は同ページの電源の分散化の促進という点に関しましては、やはり多様なエネルギーによる分散型電源の導入を拡大していくということで、レジリエンスの強化をしていくとともに、あと適切な調整力を確保するということが大変大事だと考えてございますので、このような視点も含めて引き続きご検討いただければと思ってございます。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございます。

ではエネットの野崎さん、お願いいたします。

○野崎オブザーバー

私のほうから3点、申し上げさせていただきたいと思います。

1点目は、8ページ目の相互扶助制度についてでございますけれども、電力以外のインフラ、通信等々の場合の災害復旧の場合というのは、被災した事業者と応援した事業者が当事者の間でのみ費用の清算を行うというやり方をやっております。このやり方も当事者だけ、関係者だけで清算するという意味で合理性があるというふうに考えておりますが、今回のご提案で、当事者以外の事業者も均一に負担するという仕組みにつきまして、メリットにつきましては、大橋先生がおっしゃったように、ためらわずに対応するとか、大規模化、長期化に対応するというところであるわけでございますけれども、デメリットとしては例えば資金の管理の稼働がかかるですとか、託送料金全体のコストが上がってしまうのではないかというような心配もございますので、ぜひともメリットとデメリットを整理した上で、ご検討いただければなというふうに考えております。

それから、2点目につきましてですが、16ページの遠隔分散型グリッドに関してでございます。

資料には、需要家の小売選択の自由を維持することを可能とする措置というふうでございますけれども、遠隔分散型グリッド内に新電力のお客様が例えばいた場合に、新電力側から見て、電気の供給やその他実務において不利益になることがないかというところをぜひ念のためご確認をいただきながら進めていただければというふうに考えております。

それから、3点目は、その次の17ページ以降に記載のある配電事業者についてでございますけれども、小売電気事業者の実務の観点から1点意見を申し上げます。

小売事業者は一般送配電事業者から日常的にメーターの計量の速報値、30分値を、連携をいただきまして、それに基づいてタイムリーな需要予測を行うというような仕事の仕方をしております。

仮にこのようなデータが配電事業者から提供されるということになりますと、小売事業者は新たに連携して、データをもらうためにシステムの回収が必要になる等々も予想されますし、配電事業者にとっても速報値を提供すること自体が負担になるということも予想されております。

したがいまして、配電事業者がこのようなスキームで事業を行う場合につきましても、設備等々は譲渡・貸与しているというような状況ではあるものの、従来と同じように、一般送配電事業者から速報値を提供していただくというような継続、そういう継続をいただくことが現実的ではないかなというふうに考えております。

制度全般の詳細設計に当たりましては、このような実務の状況もご配慮いただきまして、既存の仕組みを最大限に活用する等々でコストが増加しないようにご配慮いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、廣瀬委員、お願いします。

○廣瀬委員

ご説明、ありがとうございました。

1点、申し上げます。最後の29ページ目のスライド、電源投資の確保のあり方の方向性のところについてでございます。

電源の投資を促進するためには、電源が生み出すキャッシュフローが長期的に安定する、長期的に見通しやすくなることが重要だと思いますので、今後に向けまして、継続的に検討していただくということで大変結構だと思います。

これはちょっと敷衍して申しますと、これはこの先の話にもつながるんですけども、投資家から見ますと、そのキャッシュフローの予見可能性を高める仕組みというのが継続して検討されて導入されているということ自体が非常に重要です。

どういうことかと言いますと、将来のことはどうしてもわからない部分がありますので、今回、検討される制度措置が有効なものになったとしても、将来にわたってそれが継続して有効であり続けるかどうかはどうしてもわからない。それでも今まで電源投資を促進するという観点から必要な制度措置が工夫されてきましたし、現在も状況の変化に応じて新しい制度措置が検討されていると。

それを踏まえて考えれば、将来また環境がさらに変化していくことがあっても、その場合にはそのときに新しい仕組みが検討されて導入されるんだろうというふうに投資家が予想することができます。

それが投資家にとって安心感につながりまして、ひいては長い期間にわたって投資家が我が国の電力システムに対して投資を考える際の安心材料になるということです。

ですので、それは電源投資の際の資金調達の有利性につながりますし、ひいては需要家の皆様にとっての負担が軽減できるということにもなりますので、ぜひこれは検討を続けていただいて、その際は、釈迦に説法ですけれども、海外に先行している事例で、いろいろな工夫もされているというふうに聞いていますので、それはそのまま導入するということではありませんけれども、いろいろ参考にして、参考できる部分は参考にさせていただ

ればと思います。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

特に、追加的なご意見がなければ……。

○佐藤オブザーバー

1点よろしいですか。

○山地委員長

佐藤さん、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

28スライド目のところで、容量メカニズムで、複数年数に関しての要望とか需要がなかったんじゃないかということで、実際、全くなかったということでもあります。なぜかと言うと、海外ですと、例えばシンプルガスタービンとかだと、回収が早いので、複数年度、4、5年でやろうとかやっているところはあるんですが、日本だとやはりもっと大きな新規投資が多いので、どうしても最低10年ぐらいは保証してもらわないと意味がないというところがほとんど、というか全部であったと。

そうなると、10年間本当に固定して、例えば初年度目ですごい入札価格低かったら、ずっと10年続くんですか、いいんですかとなると、とてもじゃないけど、そんなのよくわからないから、やめてくれというので、ある程度、ヨウミャク【★L/01:40:30】をやってみて、どれぐらいの価格につくかで見ない限りは、とてもじゃないけど、電源投資に必要と思われるぐらいな、本当に長期なところで固定するのはやめてほしいというので、ニーズが全くなかったということでもあります。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございます。

ちょっと一番端っこになると見えないものですから、失礼いたしました。

ほかに特にご発言のご希望がないようでしたら、現在のこの場で対応できるところをちょっと事務局に対応してもらおうと思います。

事務局、お願いします。

○稲邑調整官

何点か事務局のほうからコメントさせていただきます。

まず最初に、村上委員からご指摘がありました電力データの使用、個人情報の保護の関係でございますが、まさにこういう外でも消費者団体のほうでご関心を持っていただいているということですので、我々もそういった場に出向いて、今まさに制度をどういうふう

に検討しているか、こういう説明をしっかりとさせていただきたいと思います。

その中で、先ほどおっしゃったように、小売のほうで見守りサービスをやっているとい

うようなこと、例えば送配電のほうになりますと、スマートメーターの情報を活用して、同意を得た上でいただいて、それで活用できる、こういったものでまた違ったサービスができる。こういったような、どういう便益があるかということも含めてしっかり把握した上で説明していくのかなと思っております。

情報銀行についてでございますが、そういう意味で、一般の認知度は低いのだと思います。今年7月によろやく第1号が出まして、これは三井住友信託銀行とフェリカポケットという会社が始めて、地域でのお客様の購入履歴をベースに、それで地域の企業に商品開発をサポートするというような事業だと伺っています。少しずつ始まっております事業です。こういった事例も紹介しながら、制度設計、おっしゃったように中立的な組織はどういうふうに関与するか、こういったことをしっかり説明させていただくようにしたいと考えております。

2点目、レベニューキャップのところでもご議論がございました。山地委員長からお話がありましたように、ここでの資料の中で例示として挙げさせていただきました。まさに皆様からご議論いただきましたので、このご意見を踏まえながら、この詳細な制度設計を検討していくのだと思っております。

その中で、この例示については、いろいろ書いてありますが、それをもう少し詳細にどういうものになっていくか、その際にどう反映させていくか、タイミングですね。それから反映の仕方も松村先生がおっしゃったようにいろいろな方法があります。こういったことを実態を見ながらよく引き続き議論していく、その中で、秋池先生がおっしゃったように海外の事例も見ながらというふうを受け止めさせていただきました。

3点目、遠隔分散グリッドのところの議論でございます。高村委員、村上委員がおっしゃったように、こうしたことをやっていく中で、自治体にご理解をいただくことは重要ではないか。

この中で、16ページ目の資料のところにも書かせていただきましたが、特に災害対応の連携において、自治体の理解が重要になってきますので、ここで書いてあるように、自治体、地元をしっかり説明していくことが必要ではないかというふうに書かせていただいておりますし、こちらは、国のほうでしっかりチェックしていくというような仕組みを考えております。

最後、4点目、配電事業の部分でございます。

高村委員からは新規参入をしっかり促していくというところで、この一般配電事業者と配電に参入する事業者の契約のところでございますが、ここは重要になってきますのは国のほうで許可する制度と前回ご議論いただきましたが、その中で基準をしっかり示して、そうした議論が進むように、国のほうでも見ていくということが重要だというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○曳野課長

2点補足させていただきます。

1点目が村上委員からもご指摘いただいた情報の扱いのところでございます。

まず、先ほど稲邑調整官からもご説明したとおり、この話は小売ではなく送配電です。送配電事業者が持つ情報をどのように扱うかということがまず議論の出発点になります。

小売情報があれば十分というのは確かに1つの考え方だとは思いますが、今、小売で言いますと、一般の方に対する供給されているのは大体電力会社さんが85%くらいのシェアでありまして、それ以外もエネルギー供給事業者、例えばガス会社だったり、石油会社だったり、もちろん通信会社などもいらっしゃるわけですが、こういった方々から提供されるということになりますと、基本的にエネルギー関係の企業から提供されるサービスということに限定されます。なかんずく電力会社さんの関連が多いということになります。

そもそも、この電力システム改革というのは何のためにやっているかというところは、消費者の方々から見れば、消費者が電気の供給先を選べるというところからもともと始まっていると思っています。消費者が望む場合には、電気の供給先、電力会社を選べるということが非常に大事な点だったと思っています。

この話、情報の側面で申し上げると同じように、消費者が望む場合に、第三者に対して情報が提供されて、新たなサービスが提供されるという選択肢が提供されるということになります。

あくまでも消費者が望まない場合には情報は提供されないというところになります。したがって、本件は、消費者に対して選択権を与えてはどうかというご提案になりますので、仮に消費者が望む場合であっても、情報提供に関して選択権を与えるべきではないということであれば、実はそれは現状維持になります。つまり望む消費者に対しては、選択権が与えられるべきなんじゃないかというところから私どものこの提案はスタートしています。

いずれにせよ、仮に今回の議論は、電気事業法の23条というのは法律の話になりますので、仮にこの法律レベルで何か条文が変わったとしても、省令とか個別の詳細なルールの中で、どういうルールを変えるかで実際はかなり変わってまいりますので、ルールが、法律レベルで大もとが変わってしまうと、何かその無制限に消費者にとって不利益が発生するという事はないかと、重要な点、魂みたいところは、詳細ルールで決まっていくということかと思っておりますので、当然その議論の中でしっかり消費者の方々のご意見も伺っていくことは当然のことだと思っております。

その上で、補足させていただきますと、第三者の諮問委員会というところは、情報銀行が情報を提供する際の適格性とか情報の内容が適切なのか、多層的にチェックすることになってまいりますので、むしろ消費者の保護に対して十分配慮するために、多層的なチェックをするということになります。趣旨としては消費者の立場の方に配慮するということで、ルールとしてご提案しているということになります。

それから、災害時の対策に関してでございます。エネットさんから、託送料金が上がる

んじゃないかという話がありました。託送料金自体は上がる方向に働きます。しかしながら、例えば災害のときに関わる料金というのは一般的に例えば1回で50億円とか100億円とか、そういうレベルになります。したがって、キロワットアワーに換算しますと、一般家庭で言うと月額数円とかそういうレベルになります。

この災害対策費用は、いわゆる本復旧といって、全体の設備を修復する値段も全部入っていますので、これに対して仮復旧をすることの部分というのは、仮に二、三割だとすると、さらにその数十%ということになります。

もしお金がかかるのでやめたほうがいいということだとすると、これはちょっと別の場ではいろいろ資料もお出ししているんですけども、停電の復旧時間が、長くかかってしまうということになってしまう、あるいは多めに電源車を送ることによって、無駄になってしまうケースも出てくるのかもしれないけれども、足りないときには非常に、問題が出てしまうということになってしまうので、そこはプッシュ型の対応をしたほうがいいんじゃないかというご提案をしています。

それによって、今申し上げたような、50億円の1割とか2割は増える可能性がある部分と、それによって停電が伸びることによる社会的損失を考えると、託送料金だけ見ると確かに上がるようになるんですけども、それによって停電が短くなるというのは、1キロワット当たり1時間当たり数千円とかそういうレベルで評価しているようなアンケートもありますけれども、明らかにそれは社会的な利益のほうが大きいんじゃないかという、こういう議論でございます。

いずれにせよ、額的に言うとそれぐらいのインパクトのものでございますので、何かものすごく電気料金が上がるとか、そういうことではないということについてはご理解いただければと思います。そういう全国で対応するというものについて、非常に対象を限定した上での対応ということでございます。

最後に、都築事務局長からコメントがありました、10年も含めてとか、あるいはお金が不足した場合にどうするかということについては、事務的にもよく議論を、事務局として検討させていただきたいと思います。

○山地委員長

よろしいですか、事務局のほうは。

今の事務局からの回答に近いものですが、それを踏まえてまたご発言、ご希望がございましたらお受けしますが。

村上委員、どうぞ。

○村上委員

ご説明、いろいろとありがとうございます。

情報銀行のことで今、ご説明いただいたことを確認したいんですが、つまり今は小売事業者さんがいろいろなところと共同でサービスをしているのはもう既にあるのは確かで、今回、これが通ることによって、小売事業者、電力系の企業にかかわらずとも、いろいろ

な事業者さんがそういうサービスを電力のデータを使って提供できるようになるというのが違いであるということですね。

○曳野課長

そういうことになります。ただし、重ねてになりますけれども、勝手に消費者の知らないところで勝手に使われるということではなくて、あくまでも消費者がオッケーをした場合というときに、そのサービスが提供される選択肢が与えられるということになります。

○村上委員

そこはみんな重々承知しています。ただ、たくさんデータがないと、情報銀行としても利用価値が生まれにくいでしょうから、ということはたくさん集めるために、個別の消費者にアプローチをして、こういうサービスがあるので入りませんかというような契約のアプローチをしていくわけです。

そのときに消費者側が十分それを理解して、契約の内容も吟味して、ちゃんと契約できるという環境をしっかり整えておかないと、十分理解しないままに契約してしまって、トラブルになるということはまああるので、そういうことを非常に懸念しています。なので、その仕組み自体が社会的にこんなに認知度が低い状況で、本当に始めてよいのかということが懸念としてあるということです。

あと第三者委員の目的も消費者を守るという視点であることは理解していますので、ちゃんとそれが機能するような設置の仕方、あとチェックのタイミングの持ち方というのを確保していただければなと思っております。

○山地委員長

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

大体予定の時間になりまして、順調に進行してまいりましたが、きょうは、前回の部分をもう一度やったところもありますけれども、新しいところとして、まず災害時連携計画、これについては現場の声を聞いてというようなコメントもありましたけれども、基本的に異論は全くなかったと思います。したがって、事業者の計画策定というのを制度化して、国と公的機関もしっかり関与していくということで、皆さんの賛同を得られたのではないかと思います。

2番目の災害復旧費用の相互扶助制度、これは対象となる費用が早期復旧のために発生するものに限定する、本格復旧はまた別途するということから、それに限定してこういう制度を導入するという点に関しても全く異論がなかったというふうに考えます。

議論がいろいろありましたのは、1つは託送制度、レベニューキャップという方向でいきましようということに関しては異論があるとは思いませんが、外生的費用の変化があった部分を変分として上限に調整していくかどうかということに関しては、その項目の中身、それから調整の仕方、これについてはいろいろご議論いただきましたので、また今後詳細を詰めていくと。もともと事務局資料もそういうような対応の資料だったと思います。

コスト効率化に関してもいろいろなインセンティブがあるか、これも今後の検討の中で

さらに議論していくということだろうと思います。

それから、配電事業ということ、遠隔分散グリッドも含めまして。これに関しては前回と比べるとやはり大分制度のイメージが明確になってきたと思います。皆さんそう思われたと思います。したがって、いろいろな議論が出てくるわけですが、安定供給メリットがあることを例えば国が確認して進めていくとか、あるいは設備のメンテナンスとか更新がきちんと行われることもチェックしていくとか、適切な国の役割というのを踏まえた上で、この制度を進めていく。そういうことに関する方向は皆さん多分ご賛同いただいているという感じは受けていますけれども、詳細についてはやはりこれについても少し詰めていく必要があると思います。

最後の分散型電源投資、分散型に限らず電源等の投資に関しても、特に、電源に関しては容量市場が進みつつあるわけですから、その検討状況等を見ながら、今後また考えていく。その中で、投資確保のあり方に関しては、事務局資料は継続して検討というのが結論になっているわけですが、きょういただいたご議論を考えると、温暖化対策を進めていくというような政策目標を考えつつ、やはり電源について投資確保の長期的予見性、投資を行うための長期的予見性を増す必要がある、それも早急にあるという声が結構多かったのではないかとこのように考えます。

ということで、今まで3回議論をやってきたわけで、論点としては一通りはカバーしたわけですが、今までの議論をさらに事務局のほうでは整理していただいて、次回はそれに基づいて議論を進めたいと思っております。

次回について、事務局。

○稲邑調整官

次回の開催につきましては、日程が決まり次第、委員の皆様にご連絡させていただくとともに、経産省のホームページでもお知らせいたします。

○山地委員長

ということで、以上で本日の会議を終わります。

どうもありがとうございました。

—了—